

○杉戸町契約規則

令和8年3月11日
規則第13号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 一般競争入札（第3条—第20条）
- 第3章 指名競争入札（第21条・第22条）
- 第4章 随意契約（第23条—第26条）
- 第5章 せり売り（第27条）
- 第6章 契約の締結（第28条—第34条）
- 第7章 契約の履行（第35条—第45条）
- 第8章 補則（第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 町の契約に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（合議及び決裁区分）

第2条 入札及び契約に関する手続のうち、別表に掲げる事項については、それぞれ同表に定める者が合議又は決裁をする。

第2章 一般競争入札

（一般競争入札に参加する者に必要な資格）

第3条 町長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を公示し、申出のあった者が当該資格を有するかどうか審査し、当該資格を有する者を競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するものとする。

2 一般競争入札に参加できる者は、資格者名簿に登載された者とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

3 町長は、前項に定めるもののほか、施行令第167条の5の2の規定により、必要に応じて次の事項に係る参加資格について定めることができる。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合数値の区分
- (3) 対象工事に配置する予定の技術者の区分
- (4) 主たる営業所の所在地
- (5) 一定基準を満たす同種・類似の工事又は業務の実績
- (6) その他町長が必要があると認める事項

(一般競争入札に参加する者の制限)

第4条 町長は、一般競争入札の公告日から落札決定の日までの間において、次の各号のいずれかに該当する者を当該入札に参加させることができない。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 建設業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (3) 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- (4) 建築設計業（建築士法（昭和25年法律第202号）第3条、第3条の2又は第3条の3の規定により1級建築士、2級建築士及び木造建築士以外の者の行うことのできる設計又は工事監理を除く。）にあつては、同法第23条第1項の規定による登録を受けていない者

2 町長は、一般競争入札の公告日から落札決定の日までの間において、次の各号のいずれかに該当する者を当該入札に参加させないことができるものとする。

- (1) 杉戸町の契約に係る指名停止等の措置要綱（令和2年杉戸町告示第60号）に基づく指名停止措置を受けている者
- (2) 杉戸町の締結する契約から暴力団排除措置に関する要綱（平成8年杉戸町告示第68号）に基づく指名除外の措置を受けている者
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は当該入札日前6箇月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基

づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(6) 建設業にあっては、建設業法第28条第3項の規定による営業停止処分をされている者

3 前2項の場合において、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

（公告内容等の決定）

第5条 一般競争入札の公告内容及び参加資格は、杉戸町建設工事等指名業者資格審査会及び指名委員会に関する規程（昭和63年杉戸町規程第6号）により、審査会に諮り、決定するものとする。ただし、町長が特に認めるときは、決裁により決定することができるものとする。

（入札の公告）

第6条 町長は、一般競争入札に付するときは、次の各号に掲げる事項を掲示その他の方法により公告しなければならない。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格

(3) 入札又は開札の場所及び日時

(4) 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時

(5) 入札保証金に関する事項

(6) 入札の無効

(7) 事後審査型入札（入札参加資格の審査を入札執行後に行う方法をいう。）に付するときは、その審査方法

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に関し必要な事項

（入札の公告期間）

第7条 前条の規定による公告は、当該入札の期日前10日（急を要する場合にあっては5日）までに行うものとする。

2 建設工事に係る一般競争入札の公告期間は、前項の規定にかかわらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第5条の9に規定する見積期間によらなけれ

ばならない。

(予定価格の決定)

第8条 町長は、一般競争入札に付するときは、あらかじめ、当該一般競争入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。ただし、価格の総額について予定価格を定めることができないものにあつては、単価について予定価格を定めることができる。

2 町長は、前項の規定による予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならない。

(最低制限価格の決定)

第9条 町長は、一般競争入札に付する場合において、最低制限価格を設ける必要があるときは、前条の規定の例によりこれを定めなければならない。

2 町長は、前項の規定により最低制限価格を付するときは、第6条の規定による公告において、その旨を明らかにしなければならない。

(予定価格調書の作成)

第10条 町長は、予定価格及び最低制限価格を決定したときは、予定価格調書(様式第1号)を作成し、封筒に入れて封印し、保管するとともに、開札に当たっては、予定価格調書を開札の場所に置かなければならない。

(入札保証金)

第11条 施行令第167条の7に規定する規則で定める入札保証金の率は、その入札に加わろうとする者の見積金額の100分の5以上とする。

2 入札保証金は、入札の終了後、直ちに還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

3 施行令第167条の7第2項に規定する町長が確実と認める担保は、次のとおりとする。

(1) 国債及び地方債

(2) 政府の保証のある証券

(3) 銀行等(銀行又は町長が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をい

う。)をいう。以下同じ。)に対する定期預金債権

(4) 銀行等の保証

(5) 銀行等が振出し若しくは支払保証をした小切手又は銀行等が引受け、保証若しくは裏書をした手形

(小切手の現金化等)

第12条 前条第3項第5号に定める小切手が担保として提供された場合において、契約締結前に当該小切手の提示期間が経過することとなるときは、町長は、会計管理者をしてその取立て及びその現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて担保として提供された手形が満期になった場合に、これを準用する。

(担保の価値)

第13条 入札保証金の納付に代えて提供させる担保の価値は、次の各号の区分に依り、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 国債及び地方債 債権金額

(2) 政府の保証のある証券 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額

(3) 銀行等に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額

(4) 銀行等の保証 その保証する金額

(5) 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額

(6) 銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形 手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額

(入札保証金の納付の特例)

第14条 町長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札に参加しようとする者が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する

法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下単に「保証事業会社」という。）と契約保証の予約をしたとき。

(3) 一般競争入札に付する場合において、施行令第167条の5に規定する資格を有する者で過去2箇年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと町長が認めるとき。

2 前項第1号の規定により入札保証保険契約を締結したことにより、入札保証金を納付しないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を町長に提出しなければならない。

（入札書の提出）

第15条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書を作成し、封書にして自己の名を表記し、入札の日時までに入札の場所へ提出しなければならない。ただし、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札（以下「電子入札」という。）の場合にあっては、これに代えて電子入札システムに必要事項を登録させる方法により行わせることができるものとする。

（入札の無効）

第16条 次の各号のいずれかに該当する一般競争入札は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者がした入札
- (2) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (3) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (4) 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (5) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (6) 入札辞退届を受理された者がした入札
- (7) 事後審査型入札の場合において、虚偽の申請による入札及び町長の指示によ

る書類を提出しない者がした入札

(8) 電子入札の場合において、電子証明書を不正に使用した者がした入札

(9) 紙入札の場合において、次に掲げる入札をした者がした入札

ア 記載すべき事項の記入のない入札、又は記入した事項が明らかでない入札

イ 代理人で委任状を提出しない者がした入札

ウ 他人の代理を兼ねた者がした入札

エ 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がした入札

(10) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札

(落札者の決定等)

第17条 町長は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達したものがあるときは、施行令第167条の9及び施行令第167条の10の規定による場合を除き、収入の原因となる契約にあつては最高の価格をもって入札をした者、支出の原因となる契約にあつては最低の価格をもって入札した者を落札者として決定しなければならない。

2 町長は、施行令第167条の9、施行令第167条の10又は前項の規定により落札者を決定したときは、直ちに、その旨を落札者に通知しなければならない。

3 落札者は、前項の通知を受けた日から5日以内に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければならない。

(再度入札)

第18条 町長は、施行令第167条の8第4項の規定により再度の一般競争入札に付する必要があると認めるときは、開札後直ちにその場所において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムを使用して再度入札を行うときは、第6条に規定する公告により定める日時において行うものとする。

(再度公告入札の公告期間)

第19条 町長は、入札者又は落札者がいない場合（前条の規定により落札者の決定が失効した場合を含む。）において、さらに一般競争入札に付するときは、第7条の規定にかかわらず、同条の公告期間を5日までに短縮することができる。

(入札経過の記録)

第20条 町長は、一般競争入札が終了したときは、入札経過を関係書類とともに記録保存しなければならない。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の指名)

第21条 町長は、指名競争入札に付そうとするときは、原則として次の各号に掲げる人数の入札者を指名するものとする。

- (1) 設計額が500万円以上のもの 8人以上
- (2) 設計額が500万円未満のもの 5人以上

2 前項の規定により入札者を指名したときは、第6条各号に規定する事項を各入札指名者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第22条 第2章の規定は、指名競争入札をする場合について準用する。この場合において、「参加」とあるのは「指名」と、「公告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

第4章 随意契約

(随意契約)

第23条 施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げる以外のもの 100万円

(随意契約における手続の特例)

第24条 町長は、施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約による契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 随意契約を予定しているときは、次に掲げる事項をあらかじめ公表するものとする。

- ア 契約件名
- イ 契約内容
- ウ 契約予定時期
- エ 契約の相手方（以下「契約者」という。）の選定基準
- オ 所管課名
- カ その他必要な事項

(2) 前号の規定により契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- ア 契約件名
- イ 契約者
- ウ 契約締結日
- エ 契約金額
- オ 契約期間
- カ 契約者の決定理由
- キ 所管課名
- ク その他必要な事項

2 前項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うことができるものとする。

（随意契約の見積書の徴取等）

第25条 町長は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の者から見積書を徴するものとする。

- (1) 契約の目的又は性質により契約者が特定されるとき。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がある物品を購入するとき。
- (3) 1件の契約金額が10万円未満のとき。
- (4) 2人以上から見積書を徴することが適当でないとき。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該見積書を徴さないことができる。

- (1) 郵便切手、郵便葉書、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。
- (2) 1件の金額が2万円未満のとき。
- (3) 見積書を徴することが適当でないと認めた契約を締結するとき。

3 町長は、随意契約による場合においては、その関係書類に根拠法令の条項を記載しなければならない。

(随意契約の予定価格等)

第26条 第8条から第10条までの規定は、随意契約について準用する。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

第5章 せり売り

(せり売り)

第27条 町長は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、せり売りに付することができる。

2 第3条から第8条まで並びに第10条から第14条まで及び第20条の規定は、せり売りについて準用する。

第6章 契約の締結

(契約書の作成)

第28条 町長は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の契約者を決定したときは、当該契約の締結につき契約書（様式第2号）を作成するものとする。

2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的
- (3) 契約金額（単価契約の場合は、発注限度額及び単価）
- (4) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所

- (5) 契約保証金
- (6) 契約金の支払の方法及び時期
- (7) 監督及び検査の方法及び時期
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約解除の方法
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) その他必要な事項

3 工事又は製造の請負契約に係る契約書には、工事費等内訳明細書、工程表、図面、設計書及び仕様書の添付がなければならない。

4 第2項の場合において、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年杉戸町条例第17号）及び議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年杉戸町条例第18号）の規定に基づき、議会の議決を必要とする契約については、当該契約書に議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記しなければならない。

5 町長は、前項に規定する契約の締結について議会の議決を得たときは、直ちにその旨を契約者に通知しなければならない。

（契約書作成の省略）

第29条 前条の規定にかかわらず、町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。ただし、公有財産に係る契約に関し契約するときを除く。

- (1) 契約内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約で、その契約金額が第23条各号に掲げる契約の種類に応じて、当該各号に掲げる金額未満のとき。
- (2) 国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体（以下「国等」という。）と契約するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引

き取るとき。

- (4) せり売りに付するとき。
- (5) 郵便切手、郵便葉書、収入印紙その他これらに類する物品の購入をするとき。
- (6) 購入価格についての協定が締結された物品の購入をするとき。
- (7) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。
- (8) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受けるとき。

2 町長は、前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請書（様式第3号）を契約者から徴さなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第30条 施行令第167条の16に規定する規則で定める契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、単価契約の場合は、その都度町長が定めるものとする。

2 第11条第3項及び第13条の規定は、契約保証金に代える担保について準用する。

3 前項に定めるもののほか、契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、保証事業会社の保証とし、担保の価値は、その保証する金額とする。

（契約保証金の納付の特例）

第31条 町長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が過去2箇年の間に国等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、建設業法第2条第1項に定める建設工事の請負の契約金額が500万円以上の場合は、この限りでない。

- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が直ちに納付される
とき。
- (6) 契約金額が200万円未満であり、かつ、契約者が契約を履行しないことと
なるおそれがないと認められるとき。
- (7) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受けるとき。
- (8) 国等又はその他公共団体、公共的団体と契約を締結するとき。

(契約保証金の還付)

第32条 契約保証金は、契約者が契約内容に従った履行を終了した後、還付する。

- 2 契約の変更による契約金額に減少があった場合において契約者から要求があった
ときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

(契約の変更等)

第33条 町長は、必要があると認めるときは、契約者と協議し、又は契約者からそ
の責に帰さない理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があったときは、これ
を調査して、当該契約の内容を変更することができる。

- 2 町長は、契約者からその責に帰す理由により履行期限の延長をしたい旨の申出が
あったときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、遅延利息を付し、当
該期限の延長を承認することができる。

- 3 町長は、前2項の規定により、契約の内容を変更しようとするときは、速やかに
第28条又は第29条の規定による手続の例により変更契約書を作成し、又は変更
請書を提出させなければならない。

(契約の解除)

第34条 町長は、契約の履行に当たり、契約者が次の各号のいずれかに該当すると
認めるときは、契約の定めるところにより当該契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (2) 契約者の責に帰す理由により履行期限までに給付を完了する見込みがないと
き。
- (3) 監督又は検査に際し、監督又は検査に携わる職員の職務の執行を妨げたと
き。

(4) その他契約条項に違反する行為があったとき。

2 前項の規定に関わらず、町長は、契約者がその責に帰さない理由により契約の解除を申し出たときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、当該契約を解約することができる。

3 前2項の規定により契約を解除しようとするときは、その契約名と理由を明記した書面を当該契約者に送付しなければならない。

第7章 契約の履行

(履行の監督)

第35条 町長は、契約の適正な履行を確保するため、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、必要な監督をしなければならない。

2 前項の規定により監督を行う者（以下「監督職員」という。）は、契約に係る設計図書等に基づき、契約の履行に立ち会って工程の管理、履行中途における試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約者に必要な指示をしなければならない。

(給付の検査)

第36条 町長は、次の各号のいずれかに掲げる理由が生じたときは、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

(1) 契約者が給付を完了したとき。

(2) 給付の完了前に出来高に応じ、対価の一部を支払う必要があるとき。

(3) 物件の一部の納入があったとき又は契約による給付の一部を使用しようとするとき。

2 前項の規定による検査を行う者（以下「検査職員」という。）は、契約書、設計図書等に基づき、又は必要に応じて、当該契約に係る監督職員の立会いを求めて、当該給付の内容及び数量その他について検査しなければならない。

3 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。この場合、検査又は復元に要する費用は、当該契約者が負担するものとし、町長は、この旨を契約書に明らかにしておかなければならない。

4 検査職員は、前3項の規定による検査の結果、契約の履行に不備があると認める

ときは、契約者に必要な措置をとることを求めなければならない。

(検査の立会い)

第37条 検査職員は、前条に規定する検査を実施しようとするときは、必要に応じて、監督職員以外の職員の立会いを求めることができる。

(検査調書の作成)

第38条 検査職員は、第36条に規定する検査の結果、給付の完了等が確認されたときは、検査調書(様式第4号)を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第29条第1項第1号の規定に該当する契約については、当該契約に係る請求書等に「検査済」の表示をすることにより、検査調書の作成を省略することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約については、検査調書の作成及び請求書等に「検査済」の表示を省略することができる。

(1) 電気、水道又は都市ガスの供給契約

(2) 電気通信役務の提供契約

(3) 日本放送協会との放送の受信契約

(監督の職務と検査の職務の兼業禁止)

第39条 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(監督又は検査を委託して行う場合の確認)

第40条 施行令第167条の15第4項の規定により、町の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を記載した記録を提出させなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第41条 契約者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、その内容を明らかにして、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任等の禁止)

第42条 契約者は、契約履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は受け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、その内容を明らかにし

て、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(前金払)

第43条 施行令附則第7条の規定により、保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、町長が別に定めるところにより前金払をすることができる。

(部分払)

第44条 工事若しくは製造その他の請負契約に係る部分（以下「既成部分」という。）又は物件の買入契約に係る既納部分（以下「既納部分」という。）については、あらかじめの特約がある場合に限り、その完成前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。

2 前項の規定による支払金額は、既成部分に対する代価の10分の9又は既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質により明確に分離でき、発注者へ引き渡すことができる既成部分については、これに相当する代価の金額まで支払うことができる。

3 前条の規定による前金払を行った場合の部分払の額は、前払金に既成部分又は既納部分に相当する代価の契約金額に対する割合を乗じて得た額を、前項の規定による部分払の額から差し引いた額とする。

4 部分払の支払回数は、次の各号に掲げる契約金額に応じ、当該各号に定める回数の範囲内において行うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(1) 契約金額が500万円以上1,000万円未満の場合 1回

(2) 契約金額が1,000万円以上の場合 2回

(対価の支払)

第45条 町長は、第36条の規定による検査に合格したものでなければ、当該契約に係る支出の手続をとることができない。

2 町長は、第34条の規定により契約を解約又は解除したときは、当該契約に基づく給付の既納部分又は既成部分で検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。

3 対価の一部について、前金払又は部分払をしたものがあるときは、契約の履行による完納又は完成による最終の対価の支払の際にこれを精算するものとする。

第8章 補則

(補則)

第46条 この規則に定めるもののほか、入札及び契約手続に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、廃止前の杉戸町財務規則（昭和61年杉戸町規則第10号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表

契約関係事務合議・決裁区分

合議・決裁事項		合議・決裁区分			合議
		町長	副町長 教育長	課長	契約主管 課長
入札共通事項	競争入札参加資格者名簿の決定	○			
	指名停止措置の決定	○			
	予定価格の決定	○			○
	最低制限価格の決定	○			○
	入札経過の記録	※1			○
一般競争入札	公告内容の決定	○			○
指名競争入札	通知内容の決定	※1			○
	被指名人の選定	※1			○
随意契約	契約情報の公表			○	
	見積の徴取	※1			※2
契約の締結	契約又は変更契約の締結	※1			※3
	契約保証金の免除の決定			○	
	契約の解除	○			○
契約の履行	給付の検査			○	
	権利義務の譲渡	○			○
	契約の一括委任等	○			○
	対価の支払	※1			
上記以外	特に重要なもの	重要又は異例なもの	定例又は軽易なもの	特に重要なもの 重要又は異例なもの	
付記					
1 ○印は、金額に制限なく当該欄の職にある者が合議又は決裁することを示す。					
2 契約金額に変更が生じた場合は、増額にあっては変更後の金額、また、減額にあ					

っては変更前の金額による合議・決裁区分とする。

- 3 決裁欄の「※1」は、杉戸町予算規則（令和8年杉戸町規則第11号）別表第1の区分による。
- 4 合議欄の「契約主管課長」とは、杉戸町課設置条例（昭和43年杉戸町条例第10号）に基づき、契約に関する事項を主管する課の長をいう。
- 5 合議欄の「※2」は、次の区分による。
 - (1) 建設工事の請負のうち、予定価格又は予算額が200万円以上のもの
 - (2) 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託のうち、予定価格又は予算額が100万円以上のもの
 - (3) 動産の買入れ又は売払いのうち、予定価格又は予算額が700万円以上のもの
 - (4) 長期継続契約によるもの
- 6 合議欄の「※3」は、入札の場合又は随意契約のうち、付記5の各号に該当する場合とする。
- 7 この表により専決（あらかじめ認められた範囲内で、町長の責任において常時町長に代わって決裁することをいう。）できる事務のうち、ことの重要又は異例に属する事務に関しては、この区分にかかわらず、上司の決裁を受けなければならない。